

広島県不育症検査費用助成事業について

令和3年6月24日
子供未来応援課

1 要旨・目的

現在、研究段階にある不育症検査のうち、厚生労働省が定める先進医療として実施される不育症検査に要する費用の一部を助成する制度を令和3年6月から新設するとともに、不育症に係る相談窓口を拡充する。

不育症の方の精神的・経済的な負担の軽減を図るとともに、適切な治療につなげることで、子供を生みたいと願う方の希望を実現しやすい環境づくりを推進する。

2 概要

(1) 対象者

次の2つの要件を全て満たす方が対象となる。

- ・二回以上の流産又は死産の既往のある方
 - ・申請時点において、県内（※広島市、呉市、福山市を除く）に住所を有する方
- ※ 広島市、呉市、福山市は県と同じ助成事業を実施。

(2) 事業内容

ア 助成対象となる検査

厚生労働省が先進医療と定める 流産検体を用いた染色体検査（令和3年3月31日厚生労働省告示第133号）【検査名 染色体 G-Banding 法による流産絨毛染色体分析】

イ 助成対象となる医療機関

上記の助成対象となる検査を実施する保険医療機関として国へ届出をしており、かつ、保険適用となっている不育症に関する治療・検査を保険診療として実施している医療機関。

【助成対象となる県内の医療機関】（令和3年6月17日時点）

医療機関	申請対象となる検査実施日
県立広島病院	令和3年6月1日以降に受けた検査を申請受付

*対象となる医療機関は、医療機関からの届出により順次追加される見込み。

ウ 助成額

助成額は1回の検査につき5万円を上限とする。

(3) 相談体制について

広島県不妊専門相談センターにおいて、不妊・不育症に関するカウンセリング体制を強化するため、心理職の相談日を設ける。（月1回 予約制）

広島県不育症検査費用助成事業の概要

広島県では、現在、研究段階にある不育症の検査を受けられる方への支援として助成事業を設けています。

こちらの制度では、先進医療として厚生労働省が定める不育症検査費用の一部を助成しています。
(広島市、呉市、福山市にお住まいの方は、各市の窓口へ御相談ください)

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の(1)、(2)要件を全て満たす方となります。

- (1) 二回以上の流産、死産の既往がある者
- (2) 申請時点において、県内(広島市、呉市、福山市を除く。)に住所を有する者

2 助成対象となる検査

流産検体を用いた染色体検査(令和3年3月31日厚生労働省告示第133号)※

※この検査は、先進医療として厚生労働大臣が定める不育症検査です。

【検査名 染色体G-Banding法による流産絨毛染色体分析】

【助成対象となる検査を受ける医療機関の規定】

◆ 次の①かつ②の要件に該当する医療機関において上記の検査を受けた場合に、助成対象となりますので申請の前に必ず医療機関へ確認してください。

- ①保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関
- ②不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関

◆助成対象は、医療機関が国の承認を受けた日以降の検査が対象となります。

3 助成額と助成回数

助成額は、一回の検査につき5万円を上限として助成します。

助成回数の制限は、ありません。しかし、同じ医療機関において、同じ流産検体の検査を2回実施した場合は、1回の検査とします。

4 申請の手順

申請書類、申請時期については裏面をご確認ください。

- (1) 申請が可能となった時点(裏面6参照)で、申請様式を入手してください。
申請様式は県の申請窓口で配布している他、県ホームページからダウンロードできます。

- (2) 受診した医療機関に証明書(様式第2号)の作成を依頼してください。

- (3) 医療機関の証明書を確認しながら、申請書(様式第1号)を作成してください。

- (4) 県の申請窓口申請書類一式(裏面5参照)を郵送してください(郵送可)。

ただし、申請期限を超えている場合等、例外的な対応が必要な場合は事前に県子供未来応援課へご相談ください。

5 申請書類

申請様式は、広島県電子申請システム又は、県のホームページからもダウンロードできます。

1	<input type="checkbox"/>	不育症検査費用助成事業申請書（様式第1号）
2	<input type="checkbox"/>	不育症検査費用助成申請に係る証明書（様式第2号）
3	<input type="checkbox"/>	広島県内の住所を確認できる住民票（申請日の3か月以内に発行された原本）※
4	<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の写し（口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁）
5	<input type="checkbox"/>	医療機関が発行する領収書の写し
6	<input type="checkbox"/>	（振込口座が本人ではない場合のみ）委任状（任意様式）

※添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

6 申請時期

次の申請期限を厳守してください。期限以降に提出された場合は、受理できない場合があります。

- ・令和3年4月1日～令和4年1月31日の間に検査を受けた方は、**令和4年3月31日**までに県子供未来応援課へ申請（必着）してください。
- ・令和4年2月1日～令和4年3月31日の間に検査を受けた方は、**令和4年4月30日**までに県子供未来応援課へ申請（必着）してください。

7 申請窓口

申請書及び添付書類を添えて、郵送してください。

住所 〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県健康福祉局子供未来応援課（広島県庁本館3階）

お問い合わせ 広島県健康福祉局子供未来応援課 ☎082-513-3171
8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

申請様式のダウンロードや不育症検査を実施している医療機関など、助成制度については、広島県のホームページをご覧ください。

広島 不育症検査

検索

【不妊・不育に関する相談】

広島県不妊専門相談センター 電話 082-870-5445

相談時間 毎週火・水・金曜日 15時～17時30分、

月・木・土曜日 10時～12時30分（祝日・年末年始はお休み）

※電子メールやオンラインによる相談もできますので、御相談ください。

オンライン相談
はこちらのQR
から申込できます⇒



電子メールの相談
はこちらのQR
から申込できます⇒



運営 一般社団法人広島県助産師会（広島県委託事業）



広島県不妊専門相談センターでは、
不妊や不育に悩む夫婦や家族に対し、
不妊カウンセラーや生殖医療相談士などの
資格を持つ相談員(助産師)が
相談や情報提供を行っています。

こんなことに
悩んでいませんか？

- 子どもが欲しいけどなかなか妊娠しない・・・
- 検査や治療について知りたい
- 男性の検査や不妊治療について聞きたい
- 夫婦で不妊治療や将来のことを
なかなか話し合えない
- 仕事と検査・治療を両立するのが難しい
- 治療中の不安や悩み
- 不妊治療のステップアップや
いつまで続けるか悩んでいる
- 流産を繰り返すので不安
- 治療後の妊娠・出産・育児が心配
- 検査や治療の費用、助成制度について など

※特定の医療機関を紹介することはできません

相談は無料です。
どなたでもご相談ください。

匿名で相談できます。
相談に関する秘密はかたく守ります。

ひとり
で悩まず
ご相談
ください

不妊・不育で
お悩みの方に・・・

広島県
不妊専門相談センター



ひとりで抱え込まないで... ご相談ください。

専門の相談員(助産師)が対応しています。



電話相談

082-870-5445

月・木・土曜日▶10:00～12:30
火・水・金曜日▶15:00～17:30
(祝日・年末年始は除きます。)



FAX相談

082-870-5445

1週間以内に返信します。



電子メール

ホームページの
メールフォームから
ご相談ください。
1週間以内に返信します。



妊活セミナー

妊活・不育をテーマにした
セミナーを開催しています。

年2回
程度



面談相談

事前予約制

1回
50分

① 対面相談 毎週金曜日▶15:00～17:00

(祝日・年末年始は除きます。)

※面談場所については広島市内を予定しております。詳しくは、事前予約の際にお伝えします。

② オンライン相談 第1土曜日▶13:00～15:00

第3木曜日▶19:00～21:00

(祝日・年末年始は除きます。)



妊活交流会

事前予約制

偶数月 第3日曜日 14:00～16:00 / オンライン(Zoom)

同じような思いや悩みをもつ当事者同士で
話し合い聴きあう会です。
匿名でも参加できます。



心理士面談相談

事前予約制

1回
50分

臨床心理士・公認心理士との面談相談です。

① 対面相談 ② オンライン相談

日程はホームページをご覧ください。

※面談場所については広島市内を予定しております。詳しくは、事前予約の際にお伝えします。

詳しくは

広島県 不妊専門相談センター

検索

<https://fs.hiroshima-josanshikai.com/>



広島県不妊専門相談センターは(一社)広島県助産師会に委託して設置しています。

助成制度のご案内

広島県では不妊・不育に悩む方を支援するため、
検査や治療の費用を一部助成しています。

不妊検査・一般不妊治療への助成

治療プランや方向性を考えるためにも、
まずは早めに夫婦で検査から始めましょう。

対象となる方 不妊検査・治療を開始した時点で
妻が35歳未満の夫婦【事実婚含む】

助成対象 不妊検査・一般不妊治療
【タイミング療法、薬物療法、人工授精など】

助成額 自己負担額の1/2【上限5万円】



特定不妊治療への助成

対象となる方 治療期間の初日の妻の年齢が
43歳未満の夫婦【事実婚含む】

助成対象 指定医療機関で受けた
特定不妊治療【体外受精や顕微授精】
男性不妊治療【特定不妊治療に伴う精巣内精子
回収法などの手術】

助成額 1回の治療につき上限30万円
【治療ステージによって異なります】



指定医療機関 他都道府県・政令市・中核市が指定する
指定医療機関も対象になります。

不育症検査費用への助成

対象となる方 2回以上の流産、死産の既往のある方

助成対象 先進医療として厚生労働省が定める
不育症検査【流産検体を用いた
染色体検査】

助成額 1回の検査につき上限5万円



不育症について
知りたい方はこちら ▶ 厚生労働省フィク・ラボ ▶



このほかお住まいの市町により
独自の助成制度がある場合があります。
各市町窓口にお問い合わせください。